

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第691号）

2023年11月30日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

上海市政府、「シルクロードEC」合作先行区の構築方案を公表

上海市商務委員会は2023年11月14日、中国と諸外国が電子商取引（EC）分野での協力を深めるために、「シルクロードEC」合作先行区の構築方案を公表しました。国務院は先月、同先行区を上海市に設置する案を承認しました。構築方案は今後の取り組みについて、EC分野の開放拡大や早期導入に向けた環境整備、国際・地域的な協力の推進の3項目19措置を示しました。同先行区は国際通商ルールに照準を合わせ、デジタルエコノミーに関する国際協力を後押しするプラットフォームとして位置づけ、巨大経済圏構想「一帯一路」の高度化における重要な役割を發揮することを目指すとしています。

■ 直近の重要政策

産業政策

- ✓ ICVの導入と路上走行試行作業の展開に関する通知
（工業情報化部、11/17）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

上海市政府、「シルクロード EC」合作先行区の構築方案を公表

上海市商務委員会は 2023 年 11 月 14 日、中国と諸外国が電子商取引(EC)分野での協力を深めるために「シルクロード EC」合作先行区の構築方案¹(以下、方案)を公表しました。国務院は先月、「シルクロード EC」合作先行区(以下、先行区)を上海市に設置する案を承認しました。方案は今後の取り組みについて、EC 分野の開放拡大や早期導入に向けた環境整備、国際・地域的な協力の推進の 3 項目 19 措置を示しました。先行区は国際通商ルールに照準を合わせ、デジタルエコノミーに関する国際協力を後押しするプラットフォームとして位置づけ、巨大経済圏構想「一帯一路」の高度化における重要な役割を発揮することを目指すとしています。

また、今後の目標について、方案は「25 年までに、国際競争力を持つ EC 企業を集め、複数の特色があるクラスターを作り上げ、シルクロード EC の相手国(以下、相手国)の共同发展を促進する公共サービスプラットフォームの構築を図ります。そして、EC 取引と国際協力・交流を一層活発にし、総合サービス機能を大幅に増強し、シルクロード EC の発展にノウハウと経験を提供する」としています。

取組事項の主な内容については、以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】取組事項の主な内容

項目	主な内容	条目
①EC 分野の開放拡大	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国際データサービスを拡充する。国際データ産業の育成に力を入れ、データブローカー、データ運営、データ品質評価などの新業務を発展させる。 ▶ 上海におけるデータ取引登記サービスシステムの整備をサポートし、海外企業向けデータ取引の国際市場を構築し、データ流通の国際標準協力に参加する。 	第 1 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高水準の貿易円滑化措置を実施する。国際貿易を単一窓口で対応できるように国際協力を推進し、相手国の情報共有とシステムの相互接続を後押しする。 ▶ 越境 EC の公共サービスプラットフォームと相手国の貿易公共サービス機関のアクセスを支持し、取引・物流情報などの適法なデータ移転ルートを構築する。アジア太平洋モデル E ポートネットワーク (APMEN) などの協力メカニズムを通じ貿易・物流データの共有を促す。 	第 2 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電子文書の国際標準の応用を推進する。Peppol (ペポル)²に準拠したクロスボーダー電子インボイス相互運用プラットフォームを構築し、国レベルの運営サイトの設置を模索し、銀行が Peppol に準拠した電子インボイスを輸入外貨支払証憑として使用し、普及させることを支持する。 ▶ 国際標準に照準を合わせ、船荷証券、倉荷証券などの電子記録債権の国内と越境使用を推進する。 	第 3 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ デジタル身分証明書 (デジタル ID) と電子認証の相互運用を模索する。クロスボーダーデジタル ID 相互運用プラットフォームの構築をサポートし、グローバルロケーション番号 (GLN)、取引主体識別子 (LEI) などと連動し、デジタル ID のクロスボーダー相互運用サービス能力を向上させ、クロスボーダーサービスルールの整備を検討する。 ▶ 電子契約、電子原産地証明書などの電子文書のオンライン交付と認証業務の需要を満たすため、先行区における電子認証サービスの相互展開プラットフォームの構築を支持し、越境貿易のデータの信頼性を向上させる。 	第 4 条

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20231114/d3e4b5d11f3749df939dbe103f174fc7.html>

² Peppol (Pan European Public Procurement Online) とは、請求書 (インボイス) などの電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書仕様」「運用ルール」「ネットワーク」の規格で、国際的な非営利組織である OPEN PEPPOL が管理しているグローバルな標準仕様。

【図表 1】 取組事項の主な内容（続き）

項目	主な内容	条目
①EC分野の開放拡大	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 相手国の輸出需要を踏まえ、越境 EC による関連製品の輸入を拡大する。EC 企業と海外サプライチェーンのアクセスを奨励し、より多くの優良製品を発掘・輸入する。 	第 5 条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 越境 EC 輸出のイノベーションを促進する。条件を満たす EC 企業が「リストに基づく許可、一括申告」方式で輸出通関手続きを行うことを支持し、通関手続きを簡素化する。 ➢ 越境 EC や従来型対外貿易企業、物流企業などは多様な形で海外倉庫を設置し、輸出信用保険の支援策を十分に活用することを支持する。 ➢ 海外倉庫総合サービスプラットフォームを構築し、企業に対し情報発信、需給マッチング、データ収集などのサービスを提供し、企業の業務展開の利便性を高める。 	第 6 条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ シルクロード EC による人民元建ての越境決済を推進する。銀行が自由貿易口座（FT 口座）をベースに自由貿易試験区内のシルクロード EC 企業に対し世界共通で適切な越境金融サービスを提供することを支持する。 ➢ 相手国の金融機関または金融インフラが人民元国際決済システム（CIPS）に加入することを支持し、シルクロード EC 貿易における人民元越境決済サービスの電子化レベルを高める。 	第 7 条
②早期導入に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 上海自由貿易試験区及び臨港新エリアの税関特殊監督管理区域に中核機能区を構築し、税関特殊監督管理区域と自由貿易試験区の協働を強化し、商品展示（オンライン形式を含む）、取引などの各種活動を集約するエリアを作り上げ、有力企業などが集中し、サプライチェーン全体に対し効率的なサービス提供が可能なシステムを形成する。 ➢ 税関特殊監督管理区域における保税展示の展開を推進し、越境 EC のビジネスモデルを拡充し、相手国の企業にワンストップの輸入サービスを提供する。 	第 8 条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 機能延伸区を作る。中国国際輸入博覧会（以下、輸入博覧会）の波及効果を十分に発揮し、虹橋国際中央商务区（以下、虹橋商务区）に相手国の貿易投資促進機構を集め、虹橋の海外貿易センターと国際友好都市港の機能整備を強化し、シルクロード EC 関係国との文化交流やビジネスマッチング、商品展示・販売などの活動を展開する。 ➢ 市場原理に基づいた産業支援ファンドの組成を支持し、輸入博覧会の波及効果を受けたプラットフォームの発展を奨励し、より広い範囲での貿易活動、産業間連携を促進する。 	第 9 条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 越境 EC グローバル集配センターを設立する。税関特殊監督管理区域において多様な税関監督管理機能を備えるグローバル仕分けセンターを作り、貨物入出庫の税関監督管理新モデルを模索する。 	第 10 条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 先行区に優良な EC 企業と専門サービス企業を誘致・育成する。 ➢ EC プラットフォーマーによる相手国での拠点開設を支持し、EC 運営と技術サービスの提供により、相手国の EC サービス業のレベルを向上させる。 ➢ 越境 EC プラットフォーマーが中小企業の発展を支援するため、シルクロード EC と中小企業のマッチング活動を実施することを支持する。 ➢ EC 企業が健全な低炭素化運営システムを確立し、低炭素化イノベーション能力を向上させることを支持する。 	第 11 条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 倉庫、物流、決済などの EC インフラを整備する。相手国との物流サプライチェーンシステムの整備や、EC 企業による海外マーケティングネットワークの整備を推進し、EC 企業による相手国での海外倉庫の設置を支持する。 ➢ 相手国企業による先行区での倉庫設置に利便化措置と多様な資金調達手段を提供する。 ➢ 国際金融機関、第三者サービス機関の参加を誘致し、越境 EC 決済システムの健全化を行う。 	第 12 条

【図表1】取組事項の主な内容（続き）

項目	主な内容	条目
②早期導入に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国際人材集積地を作る。人材誘致重点 EC 企業などの範囲を最適化し、EC 企業などの人材導入に支援策とサービスを提供する。 ➢ 企業が採用した優秀な外国籍 EC 人材による複数年有効可能な就労許可と就労類居留許可の申請に便宜を与える。外国籍上級管理者に対し、永住申請を優先的に推奨する。 	第 13 条
③国際・地域的な協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国と上海市のシンクタンクによるシルクロード EC 国際シンクタンク連盟の共同設立、シンクタンク間の交流を推進する。越境 EC のルール整備、産業間連携、知的財産権保護の研究などを行い、EC 関連ルールと標準などの国際化レベルを向上させ、国際貿易の発展や国際分業、開放的で公平公正なシルクロード EC 貿易環境の創出をサポートする。 	第 14 条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ シルクロード EC におけるデジタル技術の応用・普及を進める。シルクロード EC デジタル技術応用センターを構築し、基礎的なフレームワークの構築と基盤技術の提供を通じ、越境貿易・通関、電子インボイス、リスクモニタリング、メタバースデジタル展示室などに関する応用技術の開発とイノベーションを加速させる。 ➢ クラウドコンピューティング、ブロックチェーン、ビッグデータ、IoT、デジタルツインなどの技術応用を推進する。 ➢ 輸入宝飾品のトレーサビリティ試行業務を展開する。 	第 15 条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ シルクロード EC 協力研修センターを設立し、政府、大学、社会と企業が協働した EC 人材育成システムを構築し、相手国の越境 EC 企業と人材を育成する。 ➢ EC ビジネスモデルの革新と成功例の共有をめぐる国際交流を展開する。 	第 16 条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 相手国の優良製品を国内市場により多く輸入すると同時に、EC 企業による国内老舗ブランド、ネットで人気のある新商品を相手国市場への輸出も後押しする。 ➢ 浦東新区と虹橋商務区に、観光と商品・文化展示などの機能を一体化した国家館を設立し、オンラインとオフライン、卸売と小売、展示と取引の組み合わせを実現する。 ➢ クラウド技術を活用したシルクロード EC の販促活動や、特産品説明会、投資説明会などを展開する。 	第 17 条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 長江デルタ地域における通関一体化と国際貿易の単一窓口での対応に向けた国際協力を契機に、長江デルタ地域における越境 EC の公共サービスプラットフォームが貨物通関、物流追跡、企業コンサルティングなどの面で協力を強化することを推進する。 ➢ シルクロード EC の地域連携を強化するため、長江デルタ地域における越境 EC 業界団体間の協力を奨励する。 	第 18 条
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ シルクロード EC 向け越境サービスプラットフォームを構築し、企業に越境金融サービス、法律仲裁、知的財産権保護、財務コンサルティング、渉外保険、越境物流などに係る各種サービスを提供する。 ➢ シルクロード EC 向け海外投資サービスプラットフォームを構築し、国内企業の海外進出に総合コンサルティング、情報サービス、投資ガイドとセクター分析サービスを提供する。 	第 19 条

（方案に基づき、中国アドバイザー一部作成）

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

産業政策

ICVの導入と路上走行試行作業の展開に関する通知

(原文：关于开展智能网联汽车准入和上路通行试点工作的通知)

工信部聯通裝 [2023] 217 号

工業情報化部 2023 年 11 月 17 日公表

【主要内容】

- 工業情報化部は自動運転車を含むインテリジェント・コネクテッド・ビークル（ICV）の公道走行の試行作業を展開する通達を公表した。
- これまでの路上試験と実証運行の実績をベースに、工業情報化部は公安部、住宅城郷建設部、交通運輸部とともに、量産化の条件を備えるICVを選出し、限定地域内の公道での路上走行を展開とした。運送事業用車両は、交通運輸主管部門が定めた運営資格と管理要求を満たさなければならない。ここでいうICVとは、レベル³とレベル⁴の自動運転技術を搭載した車両を指す。
- ICV産業の高度化を後押しする他、試行作業の展開を通じて蓄積したノウハウと経験を法令規則と技術標準の整備に生かし、ICVの生産・導入及び道路交通安全管理システムの健全化を促すことを目指す。
- 自動車メーカーは使用主体と連合体を組成し、付属資料1として掲載された実施指南(ICVの導入、使用主体、路上走行、試行の一時停止と脱退に関する要件を記載)を参考にして、申請文書(様式は付属資料2に掲載)を作成し、車両運行予定都市の政府から同意を得て、公印を捺印された上で、所在地の省級工業情報化主管部門に申請することが可能である。
- 工業情報化部は公安部、住宅城郷建設部、交通運輸部とともに、専門家を集めて申請文書に対する審査を行った上で、試行作業の対象となる連合体を選定する。
- 通達はまた、ICVの導入と路上走行の試行、緊急対策、試行の一時停止と脱退、運行状況への評価と実施指南の内容調整に関する規定も盛り込んだ。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2023/art_be04a39345354b1ba4624262f86e7cfb.html

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

³ 一定条件下においてシステムが全ての運転操作を行うものの、緊急時には運転手が運転操作を担う。

⁴ 限定領域において走行を完全自動化し、運転手による運転操作が想定されない。

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。